

食品安全委員会第996回会合議事録

1. 日時 令和7年9月2日（火） 14：00～14：25

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「*Trichoderma reesei* RF8694株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、
澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について<動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）>

資料1-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<*Trichoderma reesei* RF8694株を利用して生産されたフィターゼ>

資料1-3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（食品）>

資料1-4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ
KWS20-1系統（飼料）>

資料 1 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<
VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第996回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第996回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は5点ございます。

資料 1 - 1 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について<動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）>」、資料 1 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<*Trichoderma reesei* RF8694株を利用して生産されたフィターゼ>」、資料 1 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（食品）>」、資料 1 - 4 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（飼料）>」、資料 1 - 5 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン>」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、動物用医薬品「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（大腸菌J5株由来成分）」についてです。

本件については、農林水産省から評価要請があったものでございます。今般、本件について専門調査会における審議結果が提出されております。

それでは、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、資料1-1に基づきまして御説明いたします。

本年5月、農林水産省から評価要請がありました動物用ワクチンに添加剤として使用される「大腸菌J5株由来成分」についての審議が終わりましたので、結果を御報告いたします。

資料1-1の別紙「動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方」に基づき、審議を行いました。大腸菌J5株は、0111:B4株のラフ型突然変異株で、生産されるLPSの病原性は大幅に低減されております。

また、人は、環境や食品中に広く存在するLPSに日常的にばく露しておりますが、腸管におけるムチン層やタイトジャンクションによる物理的バリア及び腸管型アルカリフォスファターゼ等による化学的バリアにより、LPSの吸収は阻止されると報告されております。

日本で承認されている豚用グラム陰性菌不活化ワクチンのLPS含有量と、動物用ワクチンの添加剤としての本成分のLPS濃度は同程度であり、ヒトの腸管内に存在する腸内細菌由来LPSの推定量と比較しても、本成分の1用量中の含有量はわずかと考えられます。

以上のことから、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおきまして、人への健康影響は無視できる程度と結論しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

さらに、ただ今の結論を基に考えますと、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

次に、遺伝子組換え食品等「*Trichoderma reesei* RF8694株を利用して生産されたフィターゼ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料1-2に基づき説明いたします。

右下のページで3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。2024年3月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本年7月22日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、7月23日から8月21日まで意見・情報の募集を行ったものです。

続いて、5ページの評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。本飼料添加物は、*Trichoderma reesei* RF5307株を宿主として、*Escherichia coli* B株由来の*appA*遺伝子を基に設計・合成した改変*qpt2*遺伝子を導入して作製したRF8694株を利用して生産されたフィターゼです。本飼料添加物は、フィチン酸を分解して無機のリン酸を遊離させる酵素であり、豚、鶏及びうずら並びに養殖水産動物の飼料に添加してリンの利用性の改善を目的として使用される6-フィターゼです。比較対象とした従来の飼料添加物は、*Schizosaccharomyces pombe* ATCC38399株を宿主として*E. coli* B株由来の*appA*遺伝子を導入して作製した遺伝子組換え体ASP595-1株を利用して生産されたフィターゼです。

次に、7ページの食品健康影響評価結果ですが、本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づきまたは準用し、食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜水産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜水産物中で有害物質に変換・蓄積

される可能性及び当該成分が家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価を実施する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、9ページに参考として添付しております。期間中1件の御意見がございました。

御意見の内容ですが、別物に関しては必ずそのもの自体に対して評価を行う必要があると考え、今次の審議結果には異議があるという趣旨の御意見をいただいています。

これに対する専門調査会の回答ですが、本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づきまたは準用し、宿主及び導入遺伝子の供与体の安全性、挿入された塩基配列及びその近傍配列から新たな有害物質が生成される可能性等について確認し、遺伝子産物の畜水産物中への移行に関する知見を踏まえて審議した結果、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜水産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜水産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられたということと、当該飼料添加物を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物について安全上の問題はないと判断したということで回答しております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち *Trichoderma reesei* RF8694株を利用して生産されたフィターゼについては、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づきまたは準用し、食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜水産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜水産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価を実施する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜及び養殖水産動物に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（食品）」についてです。

本件についても、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○刈岡評価情報分析官 お手元の資料1-3に基づき、御説明いたします。

右下のページで5ページに審議の経緯が記載されております。2025年5月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、本年7月22日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、7月23日から8月21日まで意見・情報の募集を行ったものです。

7ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本系統は、*Agrobacterium* sp. CP4株由来の改変 *cp4 epsps* 遺伝子、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6株由来の改変 *dmo* 遺伝子を導入して作出されており、改変CP4 EPSPSタンパク質を発現することで除草剤グリホサートに対する耐性が、PATタンパク質を発現することで除草剤グルホシネートに対する耐性が、改変KWS20-1 DMOタンパク質を発現することで除草剤ジカンバに対する耐性が付与されます。

少し飛びまして、24ページの食品健康影響評価結果ですが、「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、29ページに参考として添付しております。期間中2件の意見がありました。

1件目ですが、概略としては、健康被害裁判が多数行われている薬剤に関して、科学的に問題ないという結論は意味をなさない。そこから考えるにこの審議結果には納得しかねますという趣旨の御意見。

2件目は、農薬類が人間にも影響を及ぼしているのではないかと懸念されているということで、農薬まみれの日本を食育していただきたいという趣旨の御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答ですが、本評価結果は、遺伝子組換え種子植物に対するものであり、当該種子植物が耐性を持つ農薬（除草剤）に対するものではない。いただいた御意見は、農薬（除草剤）に関するものであり、遺伝子組換え食品の安全性評価を内容とした本食品健康影響評価の審議結果案には直接関係するものではないと考えられると。

それと、農薬の使用に関する御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省へお伝えするという内容になっております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統（飼料）」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統」の飼料に関する審議結果を報告いたします。

資料1-4の右下のページ数、4ページの要約を御覧ください。私から概要を説明させていただきます。本系統は、先ほどの食品で説明いたしましたテンサイKWS20-1と同じものであり、飼料としての評価になります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価を行いました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行するとは考えられませんでした。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性も考えられませんでした。

したがって、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○ 刈岡評価情報分析官 お手元の資料 1 - 4 の 3 ページを御覧ください。審議の経緯になっています。本品目については、2025年5月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日御報告するものです。

5 ページの評価対象飼料の概要です。食品の方で御説明をいたしましたテンサイKWS20-1と同じものでありまして、従来のテンサイと同様、飼料として利用されるものとなります。

同じページの中ほどから食品健康影響評価ですが、1. 遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、導入遺伝子または産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告がなされていないとしております。

また、2. 本系統は「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき、食品としての食品健康影響評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところです。

これらを踏まえまして、先ほど頭金委員から御説明があったとおりでございますが、テンサイKWS20-1について「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

本件につきましては、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、御意見・情報の募集は行わずに、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○ 山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイKWS20-1系統」について、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○澁岡評価情報分析官 お手元の資料1-5に基づいて説明いたします。

右下のページで3ページに審議の経緯がございます。2025年5月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議いただき、7月22日の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、7月23日から8月21日まで意見・情報の募集を行ったものです。

5ページのI. 評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株であるMG1655-ilvG, ilvH株を宿主として、L-バリンの生合成に関与する遺伝子等を導入して作製されたVAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリンであり、栄養補給を目的とするスポーツ栄養食品、飲料、調味料等に使用されるものです。

食品健康影響評価ですが、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第1章総則第2「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、食品健康影響評価は必要ないと判断しております。

意見・情報の募集結果については、7ページに参考として添付しております。期間中1件の御意見がありました。

その内容ですが、あらゆる毒も自然物であり、自然物と自然物なら問題ないという理屈は通らないということで、この審議結果には否としか言えませんという御意見です。

これに対する専門調査会の回答ですが、本食品添加物については、宿主及び導入遺伝子等の供与体の安全性、生産菌株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在し得ることを確認した結果、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第1章総則第2「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価は必要ないと判断されたものとしております。

本件については、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」の第1章総則第2「目的及び対象となる添加物」に規定する「遺伝子組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、食品健康影響評価は必要ないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、9月9日火曜日14時から開催を予定しております。

また、5日金曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、来週、8日月曜日14時から「薬剤耐性菌ワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第996回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。